

仕様書

- 1 委託名
横浜市立大学 福浦キャンパス ラジオアイソトープ研究センター 管理業務委託
- 2 履行場所
横浜市金沢区福浦 3-9 横浜市立大学 福浦キャンパス
- 3 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 4 契約区分
確定契約
- 5 支払方法
部分払（13回以内／年）
- 6 委託代金の支払場所
株式会社横浜銀行 金沢支店
- 7 契約保証金
免除
- 8 その他
委託者公立大学法人横浜市立大学と受託者とは、おのの対等な立場における合意に基づいて委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ラジオアイソトープ研究センター管理業務 仕様明細書

横浜市立大学（以下、「委託者」という）は、ラジオアイソトープ研究センター管理業務受託者（以下、「受託者」）に、横浜市立大学 福浦キャンパスのラジオアイソトープ研究センターについての保守管理業務を本仕様書の明細に基づき委託するものとする。

本業務は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）（以下「放射線規制法」という。）による許可を受ける事業所において行うものであり、同法及びその他の関連法規を遵守し、ラジオアイソトープ研究センター設立の趣旨（※）をふまえて作業するものとする。

※ ラジオアイソトープ研究センター設立の趣旨

ラジオアイソトープ研究センターは、昭和 62 年 4 月 横浜市立大学福浦キャンパスに、本学における医学・生物学分野での教育研究を推進するために設立された。

ラジオアイソトープ研究センターは、研究者に放射性同位元素（以下、「RI」という）研究の場を提供するとともに、RI 研究に伴う放射線障害防止に関する教育を行い、医学・生物学分野に広く貢献することを目的とする。

1. 履行場所

横浜市金沢区福浦 3-9 横浜市立大学 福浦キャンパス

2. 業務従事に関する事項

- (1) 受託者は、福浦キャンパス ラジオアイソトープ研究センターに常駐作業員（以下、「作業員」という）を 1 名配置すること。また、受託者が委託者のために配置する作業員は、本仕様明細書に基づく日常業務及びその他の R I 管理業務に従事する。
- (2) 受託者は作業員に対して本仕様明細書を熟知させ、業務を遂行できるようにさせなければならない。また、委託者、受託者の双方で協議の上、作業員の作業の遂行能力が不十分であると認める場合には、受託者は対応策を速やかに講じなければならない。
- (3) 委託者及び受託者は、作業員の作業状況について、必要に応じて協議の場を設けることとする。
- (4) 受託者は、契約の履行にあたり、委託業務管理等責任者を定め、履行期間の始期までに氏名、その他の必要な事項を委託者に通知しなければならない。委託業務管理等責任者を変更した場合も同様とする。

委託業務管理等責任者は、契約の履行に関して、委託者であるラジオアイソトープ研究センターの目的・意義等を充分理解し、管理業務が滞りなく実施できるよう、委託者と密に情報共有を行いながら常駐作業員の統括・指揮及び労務管理が行える者とする。

3. 服務規律等

- (1) 受託者及び作業員は効率性を心掛け、作業を遅滞なく遂行しなければならない。
- (2) 作業員は業務運営の効率性を常に考慮しなければならない。
- (3) 作業員は、個人情報保護法に基づく諸規定を遵守し、職務上知り得た事柄について他に漏らしてはならない。
- (4) 管理業務上知り得た情報に関して受託者及びその作業員はその内容について守秘義務を負うものとし、それは履行期間終了後にも及ぶ。
- (5) 作業中に何らかの異常を発見した場合には、直ちに、ラジオアイソトープ研究センターの放射線取扱主任者（以下、「主任者」）に報告しなければならない。

4. 業務日

委託者の業務日は、原則平日とし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除くものとする。

5. 業務時間

業務時間は原則として1日あたり7時間30分とする。作業時間は、原則として9時から17時30分までとする。また、これらの作業時間には1時間の休憩が含まれる。ただし、管理業務上の理由から作業時間を変更する場合がある。その際は、委託者と受託者の双方で協議の上、作業時間を変更する。また、非常時には主任者の要請により、作業時間を変更して従事しなければならない。

6. 委託業務内容

6-1. 放射線障害防止法に基づく測定業務

(1) 測定項目

- ア 排水中放射性物質濃度測定
- イ 表面汚染密度測定（管理区域内）
- ウ 空間線量率測定（管理区域内,管理区域境界,事業所境界）
- エ 排気中放射性物質濃度測定

(2) 測定回数

- ア 排水中放射性物質濃度測定
排水の都度及び3ヶ月に1回
- イ 表面汚染密度測定（管理区域内）
1ヶ月に1回
- ウ 空間線量率測定（管理区域内,管理区域境界,事業所境界）
1ヶ月に1回
- エ 排気中放射性物質濃度測定
3ヶ月に1回

(3) 測定方法

- ア 排水中放射性物質濃度測定

- ① 液体シンチレーション測定による β 線測定
- ② γ カウンターによる γ 線測定
- イ 表面汚染密度測定（管理区域内）
 - ① 液体シンチレーション測定による β 線測定
 - ② γ カウンターによる γ 線測定
 - ③ サーベイメータによる測定（日常業務として実施）
- ウ 空間線量率測定（管理区域内、管理区域境界、事業所境界）
 - サーベイメータ及び外部被ばく線量計による測定
- エ 排気排水中放射性物質濃度測定
 - 四半期毎に算出

（４）測定器

原則として委託者所有のものをを用いるが、必要に応じて受託者所有の機器を用いた測定を行ってもよい。

（５）報告

測定項目ごとに記録し、実施した測定の結果について、月毎に報告書として取りまとめ、翌月 10 日までに提出する。

（６）費用

表面汚染密度測定に用いる消耗品については委託者が負担する。

（７）その他

- ア 作業にあたっては、主任者と協議をし、その指示に従うとともに研究活動に支障のないようにする。
- イ 汚染の発生が判明した場合には、主任者に報告し、汚染の拡大防止に努めるとともに、主任者の確認後に、除染処理を行う。また、汚染の発生については、発生時の状況及び除染処理に関する記録を作成する。

6-2. 管理業務、各種帳票の記録

放射線規制法第 20 条、第 25 条及び同施行規則第 24 条の規定に基づき、受託者は主任者（または本学職員）と協議の上、日常的なラジオアイソトープ研究センターの管理等に関し、次の業務を行う。

（１） 日常的なラジオアイソトープ研究センターの管理に関する主に次の庶務業務を行う。

- ア 外部被ばく線量計の準備・測定依頼・結果処理、及びその記録
- イ RI の受入れ・払出・返却、及びその記録
- ウ 管理区域内利用者対応

（２） ラジオアイソトープ研究センターを利用し、RI を取扱いもしくは管理またはこれらに付随する業務を行う者（以下、「放射線業務従事者」）に対する教育訓練を委託者が実施する際に、受託者は、開催場所の会場設営、受講者の集計、施設内見学時のサポート等を行う。教育訓練の対象者は新規利用および継続利用の放射線業務従事者であり、年間 7 ～ 8 回程度実施予定で、年間 160 名程度が受講する。

- (3) ラジオアイソトープ研究センター内に整備されている研究機器について日常点検を行い、その結果を記録する。機器に異常があった場合には対処しなければならない。なお、委託者の指示により修理をする場合の費用は委託者が負担する。
- (4) 排水設備、排気設備の日常点検を実施し、記録する。
- (5) 放射性給排気フィルターの差圧を記録する。原則、月 2 回実施するものとし、必要に応じて、委託者の指示があった場合に実施する。
- (6) 監督官庁の立ち入り検査の際及び監督官庁への書類提出の際に必要な資料作成及びその補助を行う。
- (7) ラジオアイソトープ研究センターが印刷物・資料等の発行を行うにあたり、委託者の指示によりラジオアイソトープ研究センターに関係する資料（設備関係等）の作成を行う。
- (8) 建物内の水栓のパッキン、電灯、フィルターの交換等軽作業は必要が生じた時に行う。作業に要する消耗品等は委託者が負担する。
- (9) RI の使用、保管、廃棄に関する記録、個人被ばく線量に関する記録、管理区域に立ち入った者に関する記録、電離健康診断実施及びその結果に関する記録並びに、教育訓練実施関係記録など「放射性同位元素等に規制に関する法律」第 25 条(記帳義務)で定められた書類について作成・記帳・管理・保存するとともに、その整理を行い、併せてそれらのデータのコンピュータへの入力を行う。
- (10) 履行期間中のラジオアイソトープ研究センターに関する書類一式及び電子データを保全し、履行期間終了と同時に委託者に提出する。また、履行期間に限らずそれらのデータ及びその複写物（紙媒体、電子媒体を含む）を委託者の指示によらず当センターから持ち出してはならない。また、委託者の指示によらずそれらの一部あるいはすべてに関して削除してはならない。
- (11) 委託者の指示に従って、放射線業務従事者の被ばく記録及び健康診断記録に関する帳票の整理の補助作業を実施する。
- (12) (1)～(11)の業務に遅滞が生じた場合は、委託者及び主任者に報告し、受託者は速やかにこれを処理しなければならない。

6-3. 清掃・除染業務

委託者と協議の上、清掃・除染業務を次のとおり行う。

- (1) 日常清掃（ラジオアイソトープ研究センター内）
- (2) 放射能除去清掃業務（福浦キャンパス内）
基準以上の放射能汚染が発生する場合、あるいは放射能汚染を発見した場合は、主任者と協議の上、放射能除去清掃作業を実施する。
- (3) 受託者は、放射線業務従事者が使用する実験衣の洗濯を行う。（月 1 回程度）

6-4. RI 廃棄物分別・詰め替え・梱包業務

ラジオアイソトープ研究センターから排出される放射能汚染のある実験材や実験動物の死体を、(社) 日本アイソトープ協会（以下「JRI A」という）の放射性廃棄物の分別基準に従

って分別し、最終処分が可能な状態にした上、収納、梱包業務を行う。

専用容器に分別・保管されている廃棄物を、主任者と協議し、J R I Aの集荷・処分委託請負基準に整理されていることを確認した上で、必要があればJ R I Aの放射性廃棄物の分別基準に従って分別をやり直し、最終的に出荷可能な状態にすべく専用容器への詰め替え・収納・梱包、及び帳票の作成を行う。

また、出荷にあたっては、持ち出し時の表面密度の測定を行う。J R I Aが集荷出来ない廃棄物についても、分別・収納業務を行う。

当該業務にあたっては、廃棄物の管理状態を常に把握し、必要に応じて、主任者に報告を行い、分類・物品名・数量等必要な事項を記録する。

作業にあたっては、保護服、保護具等を着用し、安全管理に十分注意すること。

6-5. 実験動物の乾燥処理業務

放射能汚染がある使用済実験動物及び床敷等をJ R I Aが集荷可能な状態にするため、動物乾燥機を運転し乾燥させる（機器の保守作業も含む）。

6-6. 放射性有機廃液（溶媒）焼却業務

主任者の確認後、研究活動によって排出された放射性有機廃液をラジオアイソトープ研究センター内に設置されている有機廃液焼却装置を運転して焼却する。作業にあたっては、放射能汚染が生じないように防護措置を講じ、安全管理に十分注意する。

なお、冷却塔管理は対象としない。

6-7. 放射性廃液排水管理装置の運転業務

主任者の確認後、管理室に設置されている操作盤を操作して使用済放射性廃液の貯水槽への送水操作から施設外への排水にいたるまでの管理を行う。

6-8. ガンマ線照射装置の管理業務

ラジオアイソトープ研究センター内に設置されているガンマ線照射装置及びその設置室について、週1回以上の保守点検、年2回以上線量測定、及び施設点検を実施し、その記録を作成する。

6-9. 実験室の管理・整理・清掃業務

RIの使用の有無によらず、実験室の整理整頓、掃除、廃棄物の管理などを行う。

7. その他

- (1) 本仕様明細書に定めのない事項については、関連法規に基づき、委託者と受託者とが協議の上決定されるほか、公立大学法人横浜市立大学委託契約約款により補完される。
- (2) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示していない事項で必要な作業等が生じた場合は、委託者と受託者の双方で協議を行う。

参考：

施設状況(令和6年10月現在)

福浦キャンパス ラジオアイソトープ研究センター

使用核種(うち密封)	21 核種 (3 核種)
総面積 (うち管理区域)	1,650 m ² (1,546 m ²)
利用登録者数	約 160 名
放射線規制法による区分 (※)	特定許可使用者 中規模施設(※附属病院を含む)